

## 中労委でも不当労働行為を認定！

名古屋車両所分会が掲示物不当撤去事件で  
愛知県労働委員会に引き続き勝利命令を勝ち取る！

10月28日、中央労働委員会から愛知県労働委員会の命令に引き続き、J R 東海の不当労働行為を明確に認定し、謝罪文を手交するよう命じる『命令書』が送付されました。

この事件は、J R 東海労本部、新幹線関西地本、名古屋車両所分会が、愛知県労働委員会に組合掲示板からの掲示物の不当撤去について救済申立を行っていた事件で、会社が、本件初審の命令を不服として再審査を申し立てていた事案でした。10月6日、中央労働委員会第2部会は合議の結果、2件の掲示物については救済命令を取り消したものの、会社の不当労働行為を明確に認定しました。

会社による組合掲示物の不当撤去は、長年に渡り繰り返し行われ、しかも現在も止むことはありません。

会社は、命令や判決を真摯に受け止め、最高裁でも不当労働行為が確定した組合掲示物の不当撤去を直ちに中止し、組合に謝罪せよ！

### 主文（抜粋）

東海旅客鉄道株式会社は、ジェイアール東海労働組合、ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部及びジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分会に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

### 記

当社が、平成17年5月22日から同年9月12日までの間に、ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分会の組合掲示板から、掲出中の7点の掲示物を撤去したことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後このような行為を繰り返さないよう留意いたします。

会社は速やかに謝罪文を手交せよ！